



Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 研究開発費に係る税額控除

研究開発費に係る税額控除 (above the line: 以下「ATL 税額控除」) をまだ採用していないが、2015年12月期から採用することを計画している企業は、その四半期分割納税 (quarterly instalment payments) への影響を検討する必要がある。ATL 税額控除を採用すると、研究開発費に係る既存の所得控除制度 (R&D super-deduction) は適用できなくなり、ATL 税額控除金額は損益計算書上の利益として計上されるため、納税を行っている企業の納税額が増加することになる。

ここで、ATL 税額控除を受けるには英国歳入税関庁 (HM & Revenue and Customs: 以下「HMRC」) との合意が必要なため、四半期分割納税額に適切な調整を行わないと分割納税額に不足が生じ、当該不足額に係る利子が発生する。ATL 税額控除金額には還付税金とは異なり利子が付かないため、納税不足額に対して発生した利子を税額控除金額に対する利子と相殺することはできず、当該利子額は企業が負担することになる。

2. HMRC ガイダンス: 株式公開買付けにおける減資の規制

2015年3月4日、Companies Act 2006 (Amendment of Part 17) Regulations 2015 が発効された。これは印紙税の発生しない「スキームオブアレンジメントによる株式消却 (cancellation

schemes of arrangement)」により英国上場企業の株式公開買付けを行う事例の増加に対処するための改正である。政府は当該スキームは「税の抜け穴」とみなし、防止策を導入した。本改正により、当該スキームを用いて株式公開買付けを行うことはできなくなった。当該スキームの使用が認められるのは株式譲渡を伴うスキームの場合だけであり、その場合には0.5%の印紙税が課される。

本ガイダンスは、取引内容に基づく印紙税額の具体的な計算および支払の方法ならびに必要な提出文書を規定している。

株式公開買付け以外の取引 (持株会社の設立等) を実行するために裁判所認可が必要で、当該スキームおよび裁判所認可が印紙税免除もしくは減免の要件を満たしている場合でも、当該裁判所命令は HMRC に提出の上審査を受ける必要がある。印紙税免除もしくは減免規定が当該スキームおよび裁判所命令に適用される場合、裁判所命令は強制的に認可され (compulsory adjudication)、印紙税免除もしくは減免を受けるための申請を通常どおり行う必要がある。

3. 間接税額控除: 上級裁判所が棄却

上級裁判所 (Upper Tribunal-Proudman 判事および Bishopp 判事) は Peninsular and Oriental Steam Navigation Company (P&O) 訴訟における P&O (本件納税者) の訴えを棄却し、本件納税

者が実行した二重課税控除濫用スキーム(double tax relief booster structure: 以下「本スキーム」)はその目的を達成できないという判断を下した。

本スキームは以下のとおりである。まず、オーストラリア法人が英国の無限責任会社(unlimited company)に193百万豪ドルを払込み、その対価として同会社の株式を取得した。当該金額の受領により、英国無限責任会社は短期間で運用利益を稼いだ。その後、当該無限責任会社は資本金を最小金額にするための減資を行い、193百万豪ドルを剰余金に振り替えた。当該剰余金およびその運用利子所得はオーストラリア法人に配当として支払われ、その後英国に配当として支払われた。そして、オーストラリア法人から受領した配当の全額について間接税額控除が申請された。しかし、当該配当の主な原資は減資により生じた剰余金であり、課税を受けたものではなかった。当時の税法では、英国法人が配当を行った場合の間接税額控除が規定されていた。

上級裁判所は下級裁判所の「本件納税者が直接的または間接的に関連会社から受け取った配当について、2,000万ポンドを超える税額控除を受けることはできない」とする見解を支持したが、その根拠は下級裁判所とは異なり、「本件スキームはその目的を達成できず、異議申立て棄却の理由はそれで十分である」とし、ラムゼイ原則(Ramsay line of cases)が適用されるか否かを検討する必要はないとする判断を下した。

4. 付加価値税: 複利計算に基づく利子支払請求に関する HMRC の声明

Littlewoods Retail Limited and Ors 訴訟(本訴訟)における納税者(本件納税者)の訴えを認めた控訴裁判所(Court of Appeal)の決定を受け、HMRC は、当該訴訟に関する見解を示す声明(Brief)を発表した。控訴裁判所は、本件納税者への単利計算された利子の支払は、本件納税者が過大に支払った付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)額に対する十分な補償にはなっておらず、本件納税者は複利計算された利子額を受け取る権利があるという判決を下した。これに対し、HMRC は予想どおり、控訴裁判所の判決に異議申立てを行う許可を求めることを表明した。また、HMRC は、「控訴裁判所の決定は、HMRC が本件納税者以外の納税者に複利計算された利子額

を支払わなくてはならないことを意味するものではない」と主張し、複利計算された利子額の支払に関する高等裁判所および州裁判所への請求訴訟の停止を引き続き求めると同時に、税務裁判所への申立ての一時停止を求めている。本声明によると HMRC は上級裁判所への異議申立ての行方を見守り、本訴訟の最終結果(最高裁判所への異議申立て許可申請の否認であろうと、最高裁判所の決定であろうと)を待ちたいとしている。HMRC の異議申立て許可申請の結果が出るまでには数カ月かかる可能性が高い。その間、企業は上級裁判所への既存の異議申立てならびに高等・州裁判所および税務裁判所への請求を継続すると同時に、追加の申立て・請求についても必要に応じて行うべきである。

5. HMRC との対話: VAT 詐欺の最近の傾向

HMRC は、VAT 詐欺(MTIC)が起こるのは取引される商品種類とは関係なく、サプライチェーン管理が脆弱な場合だと考えている。VAT 詐欺に関与する企業が、取引を合法化するために大規模企業との取引関係や合法的な取引パターンを構築し、それらを利用して詐欺行為を隠ぺいする事案が増えている。HMRC は、詐欺対応において最も先進的(かつ協力的)な税務当局となることを目指しており、そのリスクについて警告するために頻繁に英国内の企業を訪問し、英国以外の欧州地域で子会社(または支店等)を通じて行われている詐欺事件を発見することもある。また、HMRC は英国での警告を英国外の欧州事務所に伝えるよう要請し、「顧客・サプライヤーを知る」ための確認を定期的に更新し、行う重要性も強調している。さらに、取引パターンの増加を追っていると、不正企業がこれまで取引のなかった合法企業に目を向け、様々なルートで詐欺取引を行おうとしているのが見つかる場合があると述べている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。